

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆《輸出税還付（免除）企業分類管理弁法に係る公告》の解説 （国家税務総局公告、2015年第2号、2015年1月7日発布、2015年3月1日施行）

輸出税還付（免除）管理をさらに規範化、輸出税還付業務の向上、納税者の税法遵守度の持続的向上、および我が国の対外貿易輸出の発展を支援するため、国家税務総局は《輸出税還付（免除）企業分類管理弁法に係る公告》（以下、《公告》）を発布した。以下、これについて解説する。

一、《公告》の主な内容

- (一) 《公告》の適用範囲は、規定により輸出税還付（免除）資格認定手続きを得た輸出企業及びその他単位（以下、《輸出企業》）とする。
- (二) 輸出企業は、一類、二類、三類、四類の四種に管理分類する。
- (三) 輸出企業の管理分類について、区別の基準を明確にする。
 1. 管理分類が一類の輸出企業とは、前年度内において、以下の条件の全てに符合する輸出企業をいう。
 - (1) 一定の資産を有する脱税リスクが比較的低い企業であること。すなわち、昨年度末の純資産が、当該事業年度における輸出税還付（免除）額より多い企業であること。
 - (2) 納税信用等级がA級またはB級であること。
 - (3) 納税者の税収遵守度が比較的高いこと。すなわち、税務機関が実施する輸出税還付（免除）管理に積極的に協力し、規定に基づき輸出関係証票および記録証明書を収集、装丁、保存していること、企業内にて高水準の輸出税還付（免除）に係るリスクコントロール体系を構築していること、輸出税還付（免除）規定に対する違反行為などが過去に発生していないことという要件を充足すること。
 - (4) 省、自治区、直轄地、計画単列市の国家税務局（以下、「省国家税務局」）がリスクコントロール可能な条件として規定するその他の条件を充足すること。
 2. 下記の条件のいずれかに該当する輸出企業は、管理分類の評定を三類とする。
 - (1) 新たに認定を受けた輸出企業。これには、初回の輸出税還付（免除）申告の月より評定当月まで12か月未満である場合、または輸出税還付（免除）業務を申告したことがない場合が該当する。
 - (2) 輸出業務が継続的でない、または規定に基づいて輸出税還付（免除）の申告を行ったことがない輸出企業。前年度において、合計6か月以上輸出税還付（免除）申告を行っていない輸出企業はこれに該当する。
 - (3) 前年度内において、納税信用等级がC級である場合。
 - (4) 前年度内において、輸出税還付（免除）に関する規定について違反の状況が見られるが、状況がそれほど重大でなく、税務機関または司法機関の処理水準に達していない状況である場合。
 - (5) 省国家税務局が規定する、その他の違反状況が存在する場合。
 3. 前年度内において下記の条件のいずれかに該当する輸出企業は、管理分類の評定を四類とする。
 - (1) 納税信用等级がD級である場合。
 - (2) 税務機関に対して、税還付（免除）に関する資料の提出を拒否した場合。
 - (3) 輸出税還付（免除）に関する規定に違反する状況が見られ、税務局機関または司法機関により処理された場合。
 - (4) 税関により違反企業であると認定された場合。
 - (5) 外貨管理の分類管理等級がC級である場合。

(6) 省国家税務局が規定する、その他の重大な違反状況が存在する場合。

上記のほか、輸出企業が不正に輸出税還付を行ったことにより輸出税還付資格の停止を受け、評定日時点において当該資格停止期限満了後2年未満の企業は、管理分類の評定を四類とする。

4. 管理分類二類の輸出企業とは、一類、三類、四類に分類されなかった輸出企業とする。
- (四) 輸出企業に対する管理分類の根拠を明確にし、差別化管理の措置を実施した。
 1. 申告に関して、管理分類が一類の輸出企業については、輸出税還付（免除）申告に関する電子情報を揃え、事前審査を受けた後、直ちに正式な申告を行うことができ、還付申告時においても、申告資料と電子データのみを提供すれば足り、原始証書の提出は要しない。ただし、原始証書は、規定に基づき保存しなければならない。管理分類が二類、三類、四類の輸出企業は、証明書及び情報に不備がないという前提の下、原始証書、申告資料および電子データを提出して輸出税還付（免除）申告を行う必要がある。また、管理分類四類の輸出企業は、輸出税還付（免除）を申告する際に、外貨収入証書の提出が必要である。
 2. 管理分類が一類の輸出企業に対する管理措置：
 - (1) 当該分類に属する企業の輸出税還付（免除）申告について、国税機関は正式な申告を受理し、申告内容に不備、誤りがないことを確認した後、直ちに審査及び税還付の手続きを行うことができ、照合点検作業は事後で足りる。
 - (2) 輸出税還付についての指示連絡において、当該分類に属する企業の手続きを優先する事ができる。また、税務処理について優先窓口の提供や重点連絡制度等の措置を通して、当該分類に属する輸出企業に対するサービスをより一層最適化することができる。
 - (3) 当該分類に属する企業が対外貿易企業である場合、国税機関は定期的に増値税専用発票を使用して監査を行い、また、申告された輸出税還付に係る情報との照合調査に協力することとする。照合作業の結果として誤りが発見された場合、規定に従って処理を行う。
 3. 管理分類が二類の輸出企業に対する管理措置
 - (1) 当該分類に属する企業の輸出税還付（免

除）申告について、国税機関はまず電子情報の確認を行い、その後、一定の比率で原始証書の抜き取り審査を行うことを要する。抜き取り検査の比率は、当該企業の各申告に添付された原始証書の20%を下回ってはならない。

- (2) 当該分類に属する企業が対外貿易企業である場合、その輸出税還付申告について、国税機関は、輸出品目通関申告に係る電子情報と増値税専用発票の認証情報に対する審査情報を用いて輸出税還付に係る審査を行うことを要する。さらに、定期的に増値税専用発票を使用して監査を行い、また、申告された輸出税還付に係る情報との照合調査に協力することとする。照合作業の結果として誤りが発見された場合、規定に従って処理を行う。
- (3) 国税機関は毎年、当該分類に属する企業の輸出税還付（免除）について調査を行うことを要し、その戸数は、所轄する輸出税還付（免除）申告業務のうち当該分類に属する企業総数の3%を下回ってはならない。
4. 管理分類三類の輸出企業に対する管理措置：
 - (1) 当該分類に属する企業の輸出税還付（免除）申告について、国税機関はまず電子情報の確認を行い、その後、一定の比率で原始証書の抜き取り審査を行うことを要する。抜き取り検査の比率は、当該企業の各申告に添付された原始証書の60%を下回ってはならない。
 - (2) 当該分類に属する企業が対外貿易企業である場合、その輸出税還付申告について、国税機関は、輸出品目通関申告に係る電子情報と増値税専用発票を用いて審査を行うことを要する。また、申告された輸出税還付に係る情報との照合調査に協力することを要する。
 - (3) 国税機関は毎年、当該分類に属する企業の輸出税還付（免除）について調査を行うことを要し、その戸数は、所轄する輸出税還付（免除）申告業務のうち当該分類に属する企業総数の5%を下回ってはならない。
 - (4) 当該分類に属する企業の輸出税還付（免除）申告について、国税機関は毎年、申請証票及び外貨収入証書の20%以上に対して抜き取り調査を行うことを要する。
5. 管理分類四類の輸出企業に対する管理措置：
 - (1) 当該分類に属する企業の輸出税還付（免

Topics

- 除)申告について、国税機関は電子情報の審査に加えて、当該電子情報の全てについて、原始証書との照合を行うことを要する。
- (2) 当該分類に属する企業が対外貿易企業である場合、その輸出税還付申告について、国税機関は、輸出品目通関申告に係る電子情報と増値税専用発票を用いて審査を行うことを要する。また、申告された輸出税還付に係る情報との照合調査に協力することを要する。
- (3) 当該分類に属する企業が生産企業である場合、その申告した輸出税還付(免除)に係る自社生産品について、国税機関は、当該企業の生産能力、納税状況に鑑みて確認を行い、誤りがないことを確認した後に輸出税還付(免除)手続を行うことができる。
- (4) 当該分類に属する企業が、外部購入製品または自社生産品と看做される製品に係る輸出税還付(免除)を申告する場合、国税機関は、当該製品の供給企業の全てを対象として一定の比率で発票の抜き取り調査を行い、供給企業に対して確認書による調査を実施しなければならない。
- (5) 国税機関は、所轄の当該分類に属する企業に対して、毎年最低1回の輸出税還付(免除)に係る調査を行わなければならない。
- (6) 当該分類に属する企業と評定された日から2年以内は、別の管理分類に評定することはできない。
- (五) 国税機関の輸出企業に対するリスクコントロール措置について、管理分類に応じた措置を
- 明確にした。
1. 国税機関が予備的評価により一類に分類されると評価した輸出企業について、既に処理済みの輸出税還付(免除)措置に関して脱税の疑いを発見したとき、規定に基づき検証し、発見された問題は規定に基づいて処理することを要する。
2. 国税機関が、二類、三類、四類に分類されると評価した輸出企業に係る輸出税還付(免除)の申請に関して脱税の疑いを発見したとき、規定に基づき疑問点を排除した後でなければ、輸出税還付(免除)手続を行うことができない。既に処理済みの申告については、規定により保全措置を採ることができる。
- (六) 輸出企業に対する管理分類の評定作業は毎年1回行うこと、当該評定作業は、毎年行われる企業に対する納税信用等级の評定結果公布後1か月以内に完了すべきことを明確にした。
- (七) 輸出企業に対する管理分類の評定作業について、その業務フローを明確にした。
- (八) 輸出企業に対する管理分類の評定結果について、告知期限および公開範囲を明確にした。
- (九) 輸出企業に対する管理分類について、動態管理を行うことを規定し、調整が必要な状況、及びその方法を明確にした。
- 二、《公告》の施行時期
- 《公告》は2015年3月1日より施行し、輸出企業による輸出税還付(免除)の申請時期を基準とする。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発表した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング(以下、「ノベル」といいます。)が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

domestic news

Topics

◆CbCレポートの共有方法は「条約方式」を基本に —BEPS行動計画に関する文書—

既報(本誌2015年3月号)のとおり、OECD(経済協力開発機構)は2月6日、BEPS行動計画に関する文書を公表した(原文およびその概要を説明した財務省作成資料を巻末に掲載)。

このうち行動13(移転価格関連の文書化の再検討)については、「2016年の国別報告書(CbCレポート)の実施パッケージ及び2017年に開始する関連政府間情報交換の枠組み」が公表された。

CbCレポートを巡る動き

BEPS行動計画13では、多国籍企業のグループ内の取引を通じた所得の海外移転を把握するため、多国籍企業に対して、グループ内の財務情報に関する文書の提出を求めている。

2014年9月の「BEPS報告書(第一弾)」では、マスターファイル、ローカルファイル、CbCレポートを共通様式により作成する方向が示されたものの、その中でも親会社が作成し、国ごとの収入・利益・税額・資本金等の財務情

報を報告するCbCレポートに関しては、同レポートの提出が求められる対象企業や子会社所在地国の税務当局との共有方法について引き続き議論が行われていた。

CbCレポートの共有方法は自動的情報交換による「条約方式」を基本に

このほど公表されたガイダンスでは、7.5億ユーロ(約1,000億円)を超える収益の多国籍企業に対して、2016年から居住地国における国別報告を求めている。また、各税務当局は、2017年に最初のCbCレポートの交換を開始する予定とされている。

なお、多国籍企業の親会社の居住地国税務当局に提出されたCbCレポートをその多国籍企業の子会社の居住地国税務当局と共有する方法は、租税条約等に基づく自動的情報交換による「条約方式」を基本にすることなどが明らかにされた。

◆日・カタール租税協定が今国会へ提出(3/20)

2月20日に東京において署名が行われた「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタール国政府との間の協定」が、今国会(第189回常会、平成27年1月26日～)に提出された。

同協定は、3月20日に衆議院で受理され、審議後、参議院へ送付される。

なお、これまで日本国とカタール国との間には、租税協定は存在せず、これが新たな租税協定となる。

同協定では、事業所得に対する課税や、投資所得に対する課税の軽減措置、協定の規定にない課税を受けた場合の税務当局間の相互協議規定などが織り込まれている。